

入札説明書類

件名：令和7年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務

令和7年3月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書 1 部

②仕様書 1 部

③契約書(案) 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書 1 部

⑤ご担当者連絡先 1 部

④～⑤：期限(令和7年3月21日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類 1 部

⑦誓約書 2 種

⑧保険料納付に係る申立書 1 部

⑨適合証明書 1 部

⑥～⑨：期限(令和7年3月27日)までに提出すること。

⑩入札書 1 部

⑩：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和7年3月28日)を厳守すること。

⑪入札書等記載要領 1 部

⑫入札辞退届 1 部

⑫：応札しない場合、令和7年3月28日までに提出すること。

⑬委任状 1 部

⑭年間委任状 1 部

⑬～⑭：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和7年3月31日)、開札会場へ持参すること。

入札説明書

「令和7年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務」にかかわる入札公告（令和7年3月18日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契約件名 令和7年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務
- (2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間 自：令和7年4月1日（火） 至：令和8年3月31日
- (4) 納入場所 大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NK ビル
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- (5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (10) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの) ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- 注) 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (12) プライバシーマーク制度の認証によるプライバシーマークの使用許可又はISO/IEC27001の認証若しくはJISQ27002(日本工業標準規格)の認証を受けていること。
- (13) 財団法人日本適合性認定協会又は海外の認証機関により認定された審査登録機関によるISO9001及びISO45001の認証を受けていること。
- (14) クラウドサーバーにおいて運用される、WordPress等のCMSを用いたサイト構築実績を過去5年の間に2件以上有すること。ただし、当該実績は、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人が発注した業務に係る実績であること。また、当該実績は、応札者の直接契約又は応札者と資本において親子関係のあるグループ企業での直接契約実績のみ有効とし、代理店や販売店、他の協力業者での契約実績は無効とする。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和7年3月21日(金)17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無にかかわらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等(※)を令和7年3月27日(木)17時00分までに下記5(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(※)とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3(7)を証明する書類
- ④誓約書(3(3)の誓約書及び3(8)の誓約書)
- ⑤保険料納付に係る申立書(3(11)の申立書)
- ⑥別紙「適合証明書」及び仕様書13を満たすことを証明する書類

(3) 入札書

提出期限は令和7年3月28日（金）17時00分（郵送の場合も同様）

詳細は下記5を参照。

（4）入札辞退届

応札しない場合、開札前日（令和7年3月28日）までに提出すること。

（5）委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日（令和7年3月31日）に開札会場へ持参すること。

5 入札書等の提出場所等

（1）入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課管理係

電話：06-6384-1120

（2）入札書等の提出方法

①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年3月31日開札 令和7年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務 入札書在中」と記載しなければならない。

②郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年3月31日開札 令和7年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

④入札書の日付は、提出日を記入すること。

（3）入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

①本入札説明書に示した競争参加資格のない者

②入札条件に違反した者

③入札者に求められる義務を履行しなかった者

④入札書の金額が訂正してある場合

⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合

⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

（5）代理人による入札

①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代

理委任状を提出しなければならない。

- ② 入札者又はその代理人は、本件業務委託に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

(1) 開札の日時及び場所

令和7年3月31日(月) 11時30分

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 3階 多目的室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

令和 7 年度
「健康食品」の安全性・有効性情報サイトの
クラウド環境の安定的動作環境
及び運用支援体制構築業務
仕様書

令和 7 年 3 月
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

目次

1. 件名	1
2. 目的	1
3. 用語の定義	1
4. 履行場所	1
5. 履行期間	2
6. 業務・情報システムの概要	2
7. 履行内容	2
(1) 問い合わせ対応	2
(2) 運用管理	2
(3) システム障害対応	2
(4) 起動・停止作業	3
(5) バックアップ作業	3
(6) 月次報告	3
(7) 技術提供	4
(8) クラウド環境の準備	4
(9) 引継ぎに関する事項	5
8. 履行体制	6
9. 情報セキュリティ要件	7
(1) 情報セキュリティ管理	7
(2) 情報セキュリティ監査	8
10. 機密保持	8
11. 納品	8
12. 業務成果の取り扱い	9
13. 受託者要件	10
14. 作業要員に係る資格等の要件	10
15. その他	10

1. 件名

令和 7 年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務

2. 目的

本調達の目的は、現在、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下、「当所」という。）で稼働中の『「健康食品」の安全性・有効性情報サイト』ホームページ公開システム（以下、HFNet という。詳細は、<https://hfnet.nibiohn.go.jp/>を参照すること。）について、安定的動作環境及び運用支援体制を構築することとする。なお、令和 7 年度においては、HFNet について、安定的な公開及び運用体制を維持しつつ、健康食品に係る専門家や消費者といったエンドユーザの視点に立った利便性の向上を図るべく、通常運用に並行してシステムの改善を進めていく予定であることに留意すること。

3. 用語の定義

本仕様書にて使用する各用語の定義は下記のとおりとする。

No.	用語	説明
1	関連事業者	受託者及びその再委託先の事業者等を指す。
2	健康食品	「広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの」の総称。
3	クラウドサービス	事業者によって定義されたインタフェースを用いた、拡張性、柔軟性を持つ共用可能な物理的又は仮想的なリソース（クラウド）にネットワーク経由でアクセスするモデルを通じて提供され、利用者によって自由にリソースの設定・管理が可能なサービスであって、情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるもの。この構成要素として、SaaS(Software as a Service)、PaaS (Platform as a Service)、IaaS (Infrastructure as a Service)が存在する。
4	クラウドサービス事業者	クラウドサービスを提供する事業者又はクラウドサービスを用いて政府機関の情報システムを開発・運用する事業者。
5	クラウドサービスプロバイダ	クラウドサービス事業者のうち、クラウドサービスを提供する事業者。

4. 履行場所

受託者の所在地。

5. 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日より令和 8 年 3 月 31 日まで

6. 業務・情報システムの概要

(1) 業務実施手順

本システムのシステム概略図については別紙 1「システムの概要図」を参照すること。なお保守業務の詳細に関して、別紙 2「閲覧要領」を確認し守秘義務に関する誓約書を提出の上、当所が定める期間、場所、方法において別紙 3「閲覧資料一覧」に記載された資料の閲覧を許可する。

(2) 規模

本システムの利用者は以下を参照すること。

No.	利用者区分	利用想定人数
1	閲覧者	20,000 人
2	コンテンツ管理者	10 人

(3) 非機能要件の定義

原則現行システムの仕様を踏襲する。詳細について別紙 4「非機能要件の定義」を参照すること。

7. 履行内容

下記のとおり本システムの安定的動作環境の提供及び運用支援体制の構築を行うこと。なお、本システムに関する詳細については、当所及び前年度の運用保守業務を請け負う者（以下、前年度請負業者とする。）から提供する。

(1) 問い合わせ対応

本システムに関する当所からの問い合わせに対して回答すること。

通常の運用時間帯は平日（月曜日から金曜日、土日祝および 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）とし、午前 10 時 00 分から少なくとも午後 5 時 30 分までとする。※メールによる問い合わせ受付については上記の時間に限らない。

(2) 運用管理

本件業に関連して運用中のアプリケーションについて動作をサポートすること。また、システム稼働環境の監視及びシステム障害対応について 365 日 24 時間の体制にて実施すること（受託者の営業時間を除くインシデント対応はベスト・エフォートによる対応とすること）。また当所の指示に従い、HFNet の軽微な文言修正について対応すること。なお、令和 7 年度においては契約期間中に、HFNet の安定的な公開体制を維持しつつ、エンドユーザの視点に立った利便性の向上を図るべく、掲載の構成及び内容について大幅な変更を予定している。受託者は、当所と協議の上、この変更を踏まえて安定的な公開体制を維持するために必要な手段を講じること。

(3) システム障害対応

・本システムの障害を検知した場合に、または当所より障害の連絡を受けた場合に、直ちに障

害発生箇所の一次切分けを行い、障害対応手順に則り、当所と協議の上、障害発生箇所のサポート契約先に連絡し、必要に応じて支援作業（ログ収集、起動・停止、バックアップデータの提供、軽微な設定変更作業等）を行うこと。

- ・システム稼働環境の監視を行い、異常を発見した場合には、直ちに障害対応手順に沿って対応すること。
- ・システムの性能を計測するための次の指標データを月一度収集し、異常を発見した場合は障害対応手順に沿って対応すること。

No.	設定対象	指標名	目標値	応答時間達成率
1	平常時応答時間	レスポンスタイム	3 秒以下	90%
2	ピーク時応答時間	レスポンスタイム	8 秒以下	90%

- ・システム稼働環境を正常に稼働させるために必要な設定の変更、パッチ適用を当所に提案し、当所の了解の下、当該作業を実施すること。作業にあたっては該当するシステムドキュメントを修正し、作業履歴を蓄積すること。

(4) 起動・停止作業

計画停止などシステム機器を停止または起動する必要があるときは、当所の指示に従い、作業すること。起動時にはサービス状態等のシステムの正常稼働を確認すること。

(5) バックアップ作業

- ・情報の完全性を確保するために、情報の適切なバックアップを行うとともに、その他必要な措置を講じること。
- ・バックアップは日次で少なくとも週に 3 回取得し、3 世代保管すること。
- ・システム利用ログやアクセスログ等システムの運用上必要となるログを取得すること。
- ・契約期間中のログ等は全て保管し、契約終了時に当所へ納品すること。

(6) 月次報告

- ・本件契約において作成する運用手順書に基づき、運用業務全般に係る運用サービスレポートを作成し、月次にて当所に報告すること。運用サービスレポートには少なくとも以下の項目を含めること。

- (i) 稼働統計情報（性能情報については、月一度の確認結果を記載する。）
- (ii) 毎月初日から末日までの運用状況（作業依頼件数、照会件数、発生障害内容）
- (iii) 次の事項を記載した「情報資産管理標準シート」

・ハードウェアの管理

情報システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期限等

・ソフトウェアの管理

情報システムを構成するソフトウェア製品（アプリケーションフレームワークや、ノンプログラミングによる画面生成等プロトタイピング用のツール等、開発時に使用するソフトウェアを含む。）の名称（エディションを含む。）、バージョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス

ンス形態、サポート期限等

・外部サービスの管理

情報システムを構成するクラウドコンピューティングサービス等の外部サービス(約款による外部サービス以外)の外部サービス利用形態、使用、期間等

・施設の管理

情報システムを構成するハードウェア等が設置され、又は情報システムの運用業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等(開示範囲は協議の上決定)

・公開ドメインの管理

情報システムが利用する公開ドメインの名称、DNS 名、有効期限等

・取扱情報の管理

情報システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等

・情報セキュリティ要件の管理

情報システムの情報セキュリティ要件

No.	内容
1	アクセス制御機能の有無
2	権限管理機能の有無
3	踏み台対策の実施の有無(不審なプログラムの実行禁止や不要なサービスの停止、フィルタ機能の有効化 等)
4	サービス不能攻撃への対応状況
5	監視記録保存期間
6	ソースコードの管理(変更管理、アクセス制御、バックアップの取得等)
7	その他記述欄(監視記録保存期間)

(7)技術提供

本件事業受託期間内において本件システムを改修する際に、受託者以外の事業者が改修作業を受注した場合においては、改修作業が問題なく行われるように必要な技術提供について当所を介して行うこと。

(8)クラウド環境の準備

- ・受託者は、前年度請負業者が利用しているクラウドサービスを原則として引き続き使用することとし、本システムの運用等に支障を来さず、かつ次期運用・保守事業者等の調達に支障を来さないスケジュールにてクラウドサービスの引き継ぎを実施すること。この際、当該クラウドサービスは、前年度請負業者と協力の上、受託者が契約すること。
- ・本調達において、クラウドサービスは原則として「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」に登録されたものを使用すること。なお、当該制度に登録されていないクラウドサービスを利用する場合は、以下の(i)及び(ii)のいずれかの認証を取得し、(iii)～(vi)の要件を満たすものであることが必要となる。

- (i) ISO/IEC 27017 による認証
- (ii) JASA クラウドセキュリティ推進協議会 CS ゴールドマーク
- (iii) CPU 仮想 4 コア以上であること
- (iv) メモリ 4GB 以上であること
- (v) ディスク容量 80GB 以上であること
- (vi) データベースは日次でバックアップを行っているものであること

・受託者は、契約期間内においてクラウドサービスの提供する内容が本仕様にて実現しようとしている条件に適合していることを継続的に確認すること。クラウドサービスの提供する内容について、クラウドサービス事業者の事情等によって変更となり、本仕様にて実現しようとしている条件クラウドサービスの条件と適合しない状態になった際は、当所に報告し、利用するクラウドサービスの変更等の必要な措置について協議すること。

・なお、前年度保守業者においては、下記クラウドサービスを利用している。

外部サービス名	外部サービス利用形態	事業者名
さくらクラウド	IaaS	さくらインターネット株式会社

(9) 引継ぎに関する事項

本システムについて、受託者が運用保守を行うクラウドサービス(以下、本クラウドとする。)を次年度に運用保守業務を請け負う者(以下、次年度請負業者とする。)がそのまま継続利用することを想定している。そのため、受託者は、次年度請負業者に対して、本システムの運用保守の実務に必要な事項について、下記のとおり、引継ぎ業務を行うこと。

- (i) 受託者は、次年度請負業者が円滑に業務を実施できるよう、以下の項目を明確にした「引継ぎ計画書」を作成し、引継ぎに必要となる資料を整備し(引継ぎ資料)、次年度請負業者に引継ぎを実施すること。

- ① 課題
- ② リスク引継ぎ事項
- ③ 改善提案引継ぎ事項
- ④ 案件特性及びシステム特性に伴う個別引継ぎ事項 等

- (ii) 受託者は、作業・契約期間中に受託者が持ち込んだ機材/什器の撤去・搬出、貸与物件の返却、現状復帰、引継ぎ作業を完了させ、撤去計画書及びその結果を作業完了報告書として当所に報告し、承認を得ること。
- (iii) 受託者は、運用保守の対象となるシステム資源、ドキュメント等の一覧および次年度請負業者が必要とする書類等を、次年度請負業者に提示すること。
- (iv) 受託者は、システムの運用保守作業に係わる全ての事項(留意、障害などの申し送りを含む)を漏れなく引継ぎ資料として文書で次年度請負業者に引継ぐこと。
- (v) 次年度請負業者への引継ぎについては、本システムの年度を跨ぐ継続的な稼働に影響しないよう、受託者は、当所および次年度請負業者に対して最大限の協力を行うものとする。受託者において十分な体制をもって引継ぎを行うこと。

- (vi) 受託者は、本契約期間中に必要に応じて当所、受託者、次年度請負業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で協議を行った上で、クラウドサービスプロバイダとの契約内容や引継ぎ手順等を整備した資料を当所および次年度請負業者に提示すること。また、次年度の運用保守事業者が次年度当初から次年度の運用保守業務を円滑に実施できるよう、引継ぎ支援を行うこと。

8. 履行体制

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり必要な要員の調達を遅滞なく実施し、以下にあげる要件に加えて、上記5の履行内容、下記7及び8の要件を満たし、本業務の品質保証及び業務継続に支障が生じない体制を整備すること。
- (2) 受託者は、本業務の品質保証及び業務継続について一義的な責任を担うプロジェクト管理責任者を1名選出すること。なお、プロジェクト管理責任者については第三者に再委託することはできない。また、プロジェクト管理責任者に交代が必要な場合は、同等以上の能力を有する者をその任に充て、事前に当所の承認を得ること。
- (3) 上記を満たしていることを証明するため、本業務に係る要員の役割分担、責任分担、体制図等を当所に報告し、当所の承認を受けること。
- (4) 当該履行体制を確認する際の参照情報として、資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次に掲げる体制を確保し、当該体制を確保していることを証明するため、当所に対し「情報取扱者名簿」(当該業務に従事する者のうち、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者の名簿をいう。)(「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面(情報管理体制図、情報管理に関する社内規則等)」及び「業務従事者名簿」を提出し、当所の承認を得ること。
- (6) 上記の「情報取扱者名簿」には、情報管理責任者(当該業務の情報取扱いの全てに責任を有する者)、情報取扱管理者(当該業務の進捗管理等を行い、保護を要する情報を取り扱う可能性のある者)、その他保護を要する情報を取り扱う可能性のある者について、氏名、住所、所属部署、役職等を記載すること。なお、情報管理責任者は、情報の取扱いに関して、情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を従事者に徹底すること。また、情報取扱管理者を指定すること。
- (7) 「業務従事者名簿」には、当該業務に従事する者について、氏名、所属部署、役職、専門的知識その他の知見等を記載すること。
- (8) 受託者が本業務で知り得た情報について、当所が承認した場合を除き、受託者の役員等を含め、情報取扱者名簿に記載のある者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を整備すること。
- (9) 受託者が本業務で知り得た情報について、当所が承認した場合を除き、受託者の親会社、地

域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含め、受託者以外の者に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を整備すること。

- (10) 本システムに当所の意図しない変更が行われる等の不正が見つかった時(不正が行われていると疑わしい時も含む)に、追跡調査や立入検査等、当所と受託者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備すること。

9. 情報セキュリティ要件

(1) 情報セキュリティ管理

本仕様の内容を遂行するにあたり、受託者は事故・不正行為を排除するために、「国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 情報セキュリティポリシー」(第4版 令和6年7月1日改定)の規定に基づき、対策を講じる必要がある。このため、受託者は、上記6で記載した業務作業に先立って下記に定める情報セキュリティ要件を満たすことを示す情報セキュリティ管理計画書を提出し、当所の承認を受けた上で、それに基づき情報セキュリティ対策を実施すること。なお、当所は実施状況について、随時、実地調査できるものとする。

- (i) 受託者は、業務遂行にあたり当所が提供した情報・資料については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。

- ・当所の許可なく複製はしないこと。
- ・受託者組織内に移送する際は、暗号化や施錠等適切な方法により、情報セキュリティを確保すること。また、当所との調整等に必要な場合及び返却時を除いては、受託者組織外に持ち出さないこと。
- ・作業を行う施設及び当該施設内の作業実施場所は、IC カード等電磁的管理による入退館管理がなされていること。
- ・電磁的に情報・資料を保管する場合には、当該業務に係る体制以外の者がアクセスできないようアクセス制限を行うこと。また、アクセスログにより不審なアクセスがないかの確認を行うこと。

- (ii) 情報及び資料を保管する端末やサーバ装置等は、受託者の情報セキュリティポリシー等により、サイバー攻撃に備え、ウイルス対策ソフト、脆弱性対策及び検知・監視等の技術的対策が講じられ、適切に管理・運用される必要があるため、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準や情報セキュリティポリシーに準拠し、管理等することとし、準拠した対応ができない場合は、代替のリスク軽減策を講じ、当所の承認を得ること。

- (iii) 受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報提供を行うこと。

- (iv) 情報セキュリティインシデントへの対処方法が確立されていること。

- (v) 情報セキュリティ対策を含め契約の履行状況を定期的に確認し、当所へ報告すること。

- (vi) 情報セキュリティ対策の履行が不十分である場合、速やかに改善策を提出し、当所の承認

認を受けた上で実施すること。

- (vii) 当所から要保護情報を受領する場合、情報セキュリティに配慮した方法にて行うこと。
- (viii) 当所から受領した要保護情報が不要になった場合は、これを確実に返却、又は抹消し、書面にて報告すること。
- (ix) 本業務において、情報セキュリティインシデントの発生又は情報の目的外利用等を認知した場合は、速やかに当所に報告すること。
- (x) 受託者は、当所から提供した資料又は当所が指定した資料の履行完了後の取扱い(返却、削除等)について、本仕様書の定めその他、当所の指示に従うこと。
- (xi) 本業務の実施に当たり、受託者又はその従業員、本調達の役務の内容の一部を再委託する場合、再委託先若しくはその他の者による意図せざる不正な変更が情報システムのハードウェアやソフトウェア等に加えられないための管理体制が整備され、再委託先において情報セキュリティ管理計画書に記載された措置の実施を担保されていること。

(2) 情報セキュリティ監査

- (i) 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、当所が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、当所がその実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)を定めて、情報セキュリティ監査を行う(当所が選定した事業者による外部監査を含む)。受託者は、当所から監査等の求めがあった場合に、速やかに情報セキュリティ監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を「情報セキュリティ監査対応計画書」等により提示し、監査を受け入れること。
- (ii) 受託者は自ら実施した外部監査についても当所へ報告すること。
- (iii) 当該業務に関する情報漏えい等が発生した場合には、契約期間満了後であっても、監査を受け入れること。
- (iv) 情報セキュリティ監査の実施については、これらに記載した内容を上回る措置を講ずることを妨げるものではない。

10. 機密保持

受託者は、業務遂行の過程で当所が提供した情報・資料(公知の情報を除く。以下同じ)、他の受託者が提示及び作成した情報・資料を、本受注業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。なお、当所が提供した情報、資料を含む本件に係る一切の資料について第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、承認を得ること。

11. 納品

(1) 納品物

上記6(6)に従い作成した月次報告書 1部

(2) 納品物の作成及び納品方法

- (i) 全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
 - (ii) 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領(昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣甲第 16 号内閣官房長官依命通知)」に準拠すること。
 - (iii) 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本産業規格(JIS)に準拠すること。
 - (iv) 原則として Microsoft Word2019、同 Excel2019、同 PowerPoint2019 で読み込み可能な形式、又は PDF 形式の電子ファイルにて作成すること。作成した電子ファイル等については電磁的記録媒体(CD-R 等)に保存し、その一部を納品すること。なお、作成にあたって、特別なツールを使用する場合は、事前に当所の承認を得ること。
 - (v) 納品物の内容に図表等のデータが用いられる場合には、納品物本体と合わせて当所に改変が可能な形式にて当該図表等の元データの電子ファイルも併せて納品すること。
 - (vi) 納品物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。
 - (ix) 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
 - (v) 納品物の記載様式についてはその案を当所に事前に提示し、当所の了承を得ること。
 - (vi) 成果物の作成及び納品にあたり、内容、構成等について当所が指摘した場合には、指摘事項に対応すること。
 - (vii) 納品に当たっては、現存するドキュメント等を変更する必要がある場合はそれらを修正することとし、修正点が分かるように表記すること。
- (3) 納品場所
- 〒566-0002 大阪府摂津市千里丘新町3番17号 健都イノベーションパーク NK ビル
 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
 国立健康・栄養研究所 食品機能研究センター
- (4) 納期
- 毎月7営業日以内

12. 業務成果の取り扱い

- (1) 調達に係り作成・変更・更新されるドキュメント類及びプログラムの著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。)は、受託者が本件契約前から権利を保有していた等の明確な理由により、あらかじめ書面にて権利譲渡不可能と示されたもの以外、当所が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含めて全て当所に帰属するものとする。また、当所は、納品された当該プログラムの複製物を、著作権法第 47 条の 3 の規定に基づき、複製、翻案すること及び当該作業を第三者に委託し、当該者に行わせることができるものとする。
- (2) 本件に係り発生した権利については、今後、二次的著作物が作成された場合等を含めて、受託者は著作者人格権及び原著作物の著作権者を行使しないものとする。

- (3) 調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等に第三者が権利を有する著作物(以下、「既存著作物等」という。)が含まれる場合、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。この場合、受託者は、事前に当該既存著作物の内容について当所の承認を得ることとし、当所は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。
- (4) 調達に係り第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら当所の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、当所は係る紛争の事実を知った時は、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずる。

13. 受託者要件

- (1) プライバシーマーク制度の認証によるプライバシーマークの使用許可又は ISO/IEC27001 の認証若しくは JISQ27002(日本工業標準規格)の認証を受けていること。
- (2) 財団法人日本適合性認定協会若しくは海外の認証機関により認定された審査登録機関による ISO9001 及び ISO45001 の認証を受けていること。
- (3) クラウドサーバーにおいて運用される、WordPress 等の CMS を用いたサイト構築実績を過去 5 年の間に 2 件以上有すること。ただし、当該実績は、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人が発注した業務に係る実績であること。また、当該実績は、応札者の直接契約または応札者と資本において親子関係のあるグループ企業での直接契約実績のみ有効とし、代理店や販売店、他の協力業者での契約実績は無効とする。

14. 作業要員に係る資格等の要件

- (1) プロジェクト責任者として従事する者は、経済産業省の情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ(PM)試験、又はプロジェクトマネジメント協会(PMI)のプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)試験のいずれかの有資格者であること。
- (2) プロジェクト責任者又は担当者として従事するもののうち、少なくとも1名は、情報処理安全確保支援士又は情報セキュリティスペシャリスト試験の有資格者であること。
- (3) 担当者として従事する者は、本請負業務の履行にあたり十分なスキルを有していること。また、本業務と同等以上の改修、または保守業務に、担当者として従事した経験を有すること。
- (4) 各要員は、本件の安全な履行に必要な知識を身につけ、以下の教育を契約前に受けていること。
- ・セキュリティ及び個人情報保護に関する教育
 - ・秘密保持に関する教育及びモラル教育

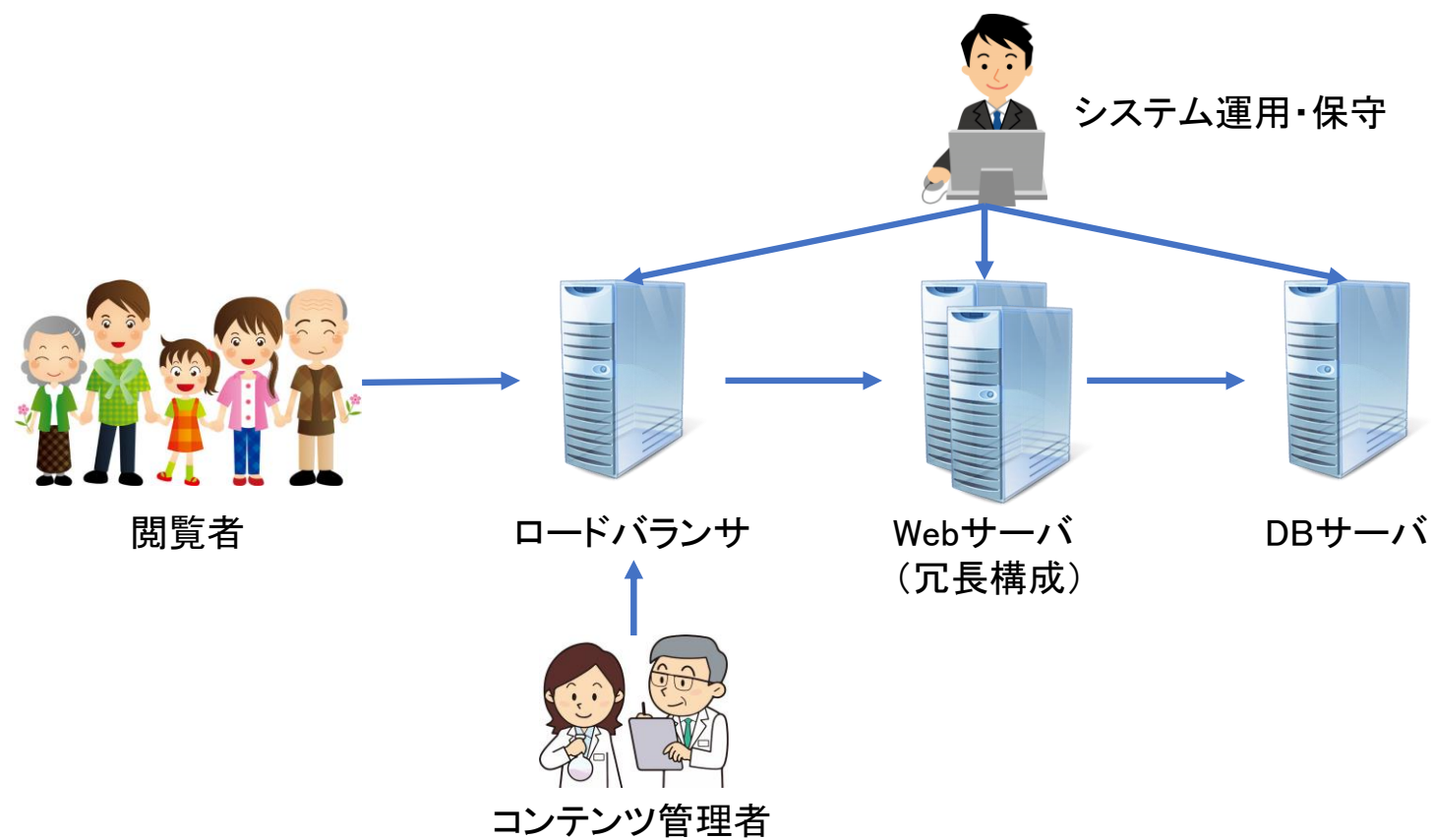
15. その他

- (1) 受託者は、デジタル・ガバメント推進に係る政府の各種施策・方針等(今後出されるものを含

む)の他、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

- (2) 業務遂行に際して「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づいた製品を可能な限り導入すること。また、使用する機器については、性能や機能の低下を招かない範囲で、消費電力節減、発熱対策、騒音対策等の環境配慮を行うこと。
- (3) 上記6に記載された業務及びその他の対応については、上記において定めがあるものを除き原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日、年末年始を除く平日の9:00~17:00。ただし、12:00~13:00までは休憩時間とする。なお、メール連絡については上記以外の時間帯での送信もあることに留意すること。また、当所からの照会及び依頼については上記において定めがあるものを除き原則として7営業日以内に当所の指示に基づき書面等にて回答すること。
- (4) 当所からの求めに応じて本業務に係る当所内部の打合せ又は当所と外部機関等との打合せ等に参加すること。なお、当該打合せ等はオンラインでの開催を予定している。
- (5) 受託業務の全部又は受託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に再委託することはできない。
- (6) 納品後1年以内において成果物に不備等がある場合は、当所の指示に基づき必要な修正等を行うこと。
- (7) 本仕様書に疑義が生じた場合、又は委細のない事項が生じた場合は、速やかに当所へ協議し、その指示に従うものとする。

システム概要図



本調達における閲覧要領

(目的)

第 1 条 この要領は、「令和 7 年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務」に関し、役務範囲、対象の特定及び見積額の算出を目的（以下、「本件目的」という。）とした閲覧資料等の閲覧に関し、閲覧時期、閲覧場所、閲覧方法等の必要な事項を定める。

(閲覧資料等の目的外使用の禁止)

第 2 条 閲覧資料等の閲覧者（以下、「閲覧者」という。）は本件目的以外に閲覧資料等及び閲覧資料等の閲覧により知り得た情報を使用してはならないものとする。

(閲覧時期)

第 3 条 本件目的に係る閲覧資料等の閲覧時期は、以下の期間とする。

期間： 公示期間中

時間： 10:00～12:00、13:00～17:00

(閲覧場所)

第 4 条 本件目的に係る閲覧資料等の閲覧場所は、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究センター内（以下、「当所」という。）とする。（大阪府摂津市千里丘新町 3-17 健都イノベーションパーク NK ビル）

(閲覧資料等の閲覧に係る遵守条件)

第 5 条 閲覧者は閲覧資料等には、第三者の営業上の秘密が含まれることを十分に認識した上で、閲覧するものとし、次の各号に定める条件を遵守するものとする。

- (1) 当所が指定する方法以外で、閲覧資料等を閲覧してはならない。
- (2) 閲覧資料の実施場所からの持ち出し及び複製（閲覧資料等の内容に係る画像としてこれを保持する行為及びこれらに準ずる行為等を含む。）、又は第三者への開示、漏えい若しくは公開をしてはならない。
- (3) 本件目的に係る閲覧の際における、当所による監視に同意しなくてはならない。
- (4) 閲覧者は、（様式 1）及び必要に応じて（様式 2）を当所に提出するものとし、本要綱に定める閲覧資料等の目的外使用の禁止及び閲覧資料等の閲覧に係る遵守条件を確実に遵守すること。
- (5) 閲覧資料等の閲覧により知り得た内容を、秘密情報として適切に取り扱うことを遵守しなくてはならない。
- (6) 第 2 条及び前項の定めは、閲覧資料等の閲覧終了後も存続するものとする。

様式 1 誓約書

令和 年 月 日

閲覧資料一覧に係る誓約書

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究センター
殿

会社名
担当 印
(企業名及び代表者印))

「令和 7 年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務」の入札を検討するために、[別紙 4 閲覧資料一覧]を閲覧します。

今後、閲覧物品の内容等に関して、下記の条項を遵守することを誓約します。

記

1. 本日の閲覧物品の内容については、入札検討の担当者だけに説明します。入札検討に無関係な者には、内容の漏えいを行いません。本日の閲覧物品から得た情報を、入札検討以外の用途に利用しません。
2. 入札検討の他の担当者に、以下の条項を遵守させます。
 - (1) 入札検討に無関係な者には、内容の漏えいを行わないこと。
 - (2) 得た情報を、入札検討以外の用途に利用しないこと。
3. 本日、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所を訪問するにあたって知り得た他の情報についても、その内容を口頭若しくはいかなる媒体を用いても第三者に開示しません。

以上

様式 2 名簿

閲覧資料等を閲覧する者の名簿

	部署名	役職	氏名	連絡先
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※閲覧者は事前に附属の誓約書を提出のこと

閲覧資料一覧

No.	閲覧資料
1	PHP ソースコード
2	データベースダンプ
3	設計書
4	前年度受託者からの引継ぎ資料全般

※閲覧資料に関して、必要に応じて追加することとする。

非機能要件の定義

1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

(1) 本システムの利用者の種類、特性

本システムの閲覧者は主に一般国民である。

(2) ユーザビリティ要件

現行 HFNet のユーザビリティに準拠すること。

(3) アクセシビリティ要件

現行 HFNet のアクセシビリティに準拠すること。

2. システム方式に関する事項

・情報システムの構成に関する全体の方針

No.	全体方針の分類	全体方針
1	システムアーキテクチャ	・クラウド(IaaS)を利用することとする。
2	アプリケーションプログラムの設計方針	・情報システムを構成する各コンポーネント(ソフトウェアの機能を特定単位で分割したまとまり)間の疎結合、再利用性の確保を基本とする。
3	ソフトウェア製品の活用方針	・広く市場に流通し、利用実績を十分に有するソフトウェア製品を活用する。 ・アプリケーションプログラムの動作、性能等に支障を来たさない範囲において、可能な限りオープンソースソフトウェア製品の活用を図る。ただし、それらの製品のサポートが確実に継続されていることを確認しなければならない。
4	システム基盤の方針	・可用性に優れたシステム構成とする。 ・リソース使用量の変動等に柔軟に対応するとともに、コスト削減を意識すること。また構成等については、現状の構成を基本とすること。

3. 規模に関する事項

・時間帯別利用者数

No.	時間帯	人数
1	通常時間帯利用者数 (09:00 ～17:30)	20,000 人
2	ピーク時利用者数	400 人

4. 信頼性に関する事項

(1) 可用性要件

(ア) 可用性に係る目標値

No.	設定対象	指標名	目標値	補足
1	HFNet	サービス稼働率	99%	計画された稼働時間に渡りシステムが稼働するサービス提供割合。
		最長復旧時間	5 営業日	障害が発生してから、復旧までの目標時間。
		障害対応	5 営業日	新規登録・内容の更新、送信等ができない等の不具合に対する対応。
		指摘事項への対応	5 営業日	当所等からの指摘等を受けた場合は、指摘された事項に沿って検討し、期日までに検討結果を提示。

(イ) 完全要件性

- ・情報の完全性を確保するために、情報の適切なバックアップを行うとともに、その他必要な措置を講じること。
- ・バックアップは日次で取得し、3 世代保管すること。
- ・システムの利用ログやアクセスログ等システムの運用上必要となるログを取得すること。ログ等の保管期間は 1 年とすること。

5. 拡張性に関する事項

(1) 性能の拡張性

- ・将来の制度の変更、対象業務の追加等の変化に対する拡張性を考慮し、必要に応じて性能の拡張が可能であるように柔軟性を持たせること。
- ・利用者の増加、アクセスの増加、データ量の増加等に対して、サーバやディスクの増強及び負荷分散等が容易に対応可能な拡張性と柔軟性を確保すること。
- ・業務の繁閑等に柔軟に対応し、リソース(サーバ、CPU、メモリ、ストレージ等)の実際の使用量に合わせて最適化を図ることが可能なこと。その際、対象業務の性質により、具体的に利用するサービス(例:オートスケール、PaaS 等)に係る最適な構成は異なってくると考えられるところ、実際の構成の検討に際しては、可能な限りリソース提供者にも相談し、要件に最も適した(ベストプラクティスに合致又は近似である)構成の選定、設計(運用・保守設計を含む。)を図ること。可用性に係る目標値

(2) 機能の拡張性

- ・利用者ニーズ及び業務環境の変化等に最小コストで対応可能とするため、本システムを構成する各コンポーネント(ソフトウェアの機能を特定単位で分割したまとまり)の再利用性を確

保する。

・機能、画面、帳票等において固有の ID・項目名等を付する際には、中長期的な重複等を避けつつ可読性を担保するため、あらかじめ系統だった命名ポリシーを策定すること。その際、一見して意味の分からない命名はしないこととし、同種の項目を複数設定する必要がある場合にはそれぞれの項目の性質の違いが分かるように留意すること。

・合字（例：「臈」「𪛗」など）や半角カタカナその他環境に依存する特殊文字については、業務上特別の必要性が認められない限り、原則として使用しないこと。

・将来の制度変更や対象業務の追加等に伴い、データ項目や外部インタフェースに追加等が生じることが想定されるところ、データベース構造の再定義と再構築を容易にするツールやスクリプトを用意する等、項目追加時の改修規模・費用を最小限に抑える対策を講ずること。

6. 上位互換性に関する事項

(ア) 契約期間中において、ハードウェアやソフトウェアの最新のバージョンアップ情報が公開された場合は、当所と協議の上、必要に応じて最新のマイナーバージョンへのバージョンアップを行うこと。ただし、メジャーバージョンへのバージョンアップについては影響が大きいため当所と協議すること。

(イ) マイナーバージョンへのバージョンアップに際しては、当所の承認を得た上で、受託者の責任と負担において対応すること。

(ウ) バージョンアップに際して技術的な問題等がある場合は、当所と協議し必要な対策を講じること。

(エ) クライアント OS のバージョンアップに備え、OS の特定バージョンに依存する機能が判明している場合は、その利用を最低限とすること。

(オ) Web ブラウザ及び実行環境等のバージョンアップ等の際、必要な調査及び作業を実施することでバージョンアップに対応可能な情報システムとすること。

7. 中立性に関する事項

(ア) 本システムの保守に際して、特定の事業者にはしか使用することができない技術や製品に依存せず、可能な限りオープン性の高いシステム構成を取り、他事業者がシステムの保守や拡張を引き継ぐことが可能なシステム構成とすること。

(イ) 上記の目的を達成するため、必要な技術情報を当所ならびに当所が指定する事業者に対して開示すること。

8. 継続性に関する事項

(ア) 継続性に係る目標値

No.	設定対象	指標名	目標値
1	HFNet	目標復旧時間	障害発生時:5 営業日災害等発生時:5 営業日 なお、時間は目標値による対応を示すものであり、記載された時間を約束するものではない。

(イ) 継続に係る対策

- ・電力の供給が一定時間以上停止することが見込まれる場合には、当所職員と業務への影響範囲及びその対応策を提示の上協議し、その指示に従うこと。
- ・災害や事故等が発生した場合においても、本業務の継続性を確保するために継続すべき機能やそのための方策について当所と協議の上、必要な対策を講じること。
- ・利用するクラウドサービスで提供される仮想サーバ等の可用性に係る SLA に留意し、各構成要素について適切に冗長化等を行うこと。
- ・バックアップの取得については、クラウドサービスプロバイダから提供されるバックアップサービスを利用して差し支えない。ただし、適用するサービスの種類、同時被災しないことを前提としたバックアップサイトの場所、バックアップデータの取得時期及び保持期間(世代管理を含む)、自動化の程度等については、対象とするデータの性質等に応じて、業務に影響を与えず、かつコスト対効果が高いものを適宜選定すること。

9. 情報システム稼働環境に関する事項

(1) 利用するクラウドサービスの要件

クラウドサービスを利用するとき、利用するクラウドサービスは、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 政府情報システムの保護

- ・情報資産を管理するデータセンタの物理的所在地が日本国内であること。
- ・一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ・障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンタに移管されないこと。
- ・クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- ・契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- ・情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。従って、当所が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。
- ・法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。

- ・情報資産が残留して漏えいすることがないように、必要な措置を講じること。
- ・自らの知的財産権についてクラウド利用者に利用を許諾する範囲及び制約を、クラウドサービス利用者に通知すること。

契 約 書

1. 件 名 令和7年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境
の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務
2. 履 行 場 所 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパーク NK ビル
3. 契 約 期 間 自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日
4. 契 約 金 額 金 円
(うち消費税 円)
5. 契 約 保 証 金 免 除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と落札者（以下「乙」という。）とは、令和7年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務について、下記の条項に基づき契約を締結する。

記

（契約の範囲）

第1条 この契約の範囲は、別添仕様書に定める。

（禁止又は制限される行為）

第2条 乙は、この契約により生ずる全ての権利又は義務を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供したりする等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利又は義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

（守秘義務）

第3条 乙は、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(契約の変更)

第4条 本契約書第1条に定める作業内容に異動を生ずる場合は、甲、乙協議の上契約を変更することができる。

(検査及び引渡し)

第5条 乙は、作業が終了したときは、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙から引渡しの申出があったときは、直ちにその引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、遅滞なく改善措置を施して甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から改善措置を終了した旨の通知を受けた日から起算するものとする。

(代金の支払)

第6条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、甲に代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内にその代金を支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 甲は、前条に規定された期日までに甲の責により作業代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律256号）第8条に定める年率を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(延滞料)

第8条 甲は、乙が期限内に業務を完了しないときは、履行期限の翌日から起算した遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し年3.0パーセントの割合で計算した額を延滞料として徴収するものとする。

(危険負担)

第9条 甲及び乙は、この契約に基づく作業中双方の責がなく契約の目的物が滅失若しくは損傷し、又は作業の履行ができなくなり履行不能となったとき、当該契約は解除することが出来る。

(甲の解除権)

第10条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、納期限までに乙がこの契約を完全に履行する見込みがないとき。

二 乙又はその使用人が甲の行う検査に際し、不正行為を行い、又は甲若しくは甲の指名する検査員の職務の執行を妨げたとき。

三 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(乙の解除権)

第 11 条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第 12 条 甲が、第 10 条第 1 号及び第 2 号により契約を解除した場合、乙は違約金として、契約金の 100 分の 10 に相当する金額を甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 甲及び乙は、この契約に基づき相手方の責めに帰すべき事由によって損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、文書により行わなければならない。

3 第 1 項に規定する損害賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 7 条若しくは同法第 8 条の 2 (同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項(同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6、同法第 198 条、又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員、又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による通知を受けたとき、速やかに当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 15 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一

部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第 17 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 18 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 20 条 甲は、第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 21 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第 22 条 甲は検査終了後に、履行された業務が契約の内容に適合しないこと（以下「不適合」という。）を発見したときは、乙に対し、納品後 1 年以内に限り、相当の期間を定めて、甲の指定した方法により、目的物の修補、代替品の納入を求めることができる。ただし、仕様書に保証について特段の定めがある場合、この限りでない。また、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 562 条第 1 項ただし書は本契約には適用しない。

2 前項の期間内に乙が追加の作業をしないときは、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 本条の規定は、不適合について、甲が乙に対して損害賠償を請求し、あるいは契約を解除することを妨げない。

(協議)

第 23 条 この契約について、甲、乙間に問題又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙協議の上解決するものとする。

(裁判管轄)

第 24 条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔

質 疑 書

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 令和7年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務

上記件名の調達に係る質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和7年3月21日（金）17時00分

提出先メールアドレス： 総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：令和7年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の
安定的動作環境及び運用支援体制構築業務

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和7年3月21日（金）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課管理係 eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 別紙「適合証明書」及び仕様書13を満たすことを証明する書類
- 6 提出部数 各1部
- 7 提出期限 令和7年3月27日（木）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「令和 7 年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商 号 又 は 名 称

及び代表者職氏名

㊞

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者職氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者職氏名)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

適合証明書

件名：令和7年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務
社名：
部署名及び担当者氏名：
電話番号：
メールアドレス：

番号	仕様書の要件	補足事項	証明内容	適合
1	プライバシーマーク制度の認証によるプライバシーマークの使用許可又はISO/IEC27001の認証若しくはJISQ27002(日本工業標準規格)の認証を受けていること。	左記の事項を証明できる書類（写し可）を提出すること。	別紙〇のとおり	
2	財団法人日本適合性認定協会若しくは海外の認証機関により認定された審査登録機関によるISO9001及びISO45001の認証を受けていること。	左記の事項を証明できる書類（写し可）を提出すること。	別紙〇のとおり	
3	クラウドサーバーにおいて運用される、WordPress等のCMSを用いたサイト構築実績を過去5年の間に2件以上有すること。ただし、当該実績は、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人が発注した業務に係る実績であること。また、当該実績は、応札者の直接契約または応札者と資本において親子関係のあるグループ企業での直接契約実績のみ有効とし、代理店や販売店、他の協力業者での契約実績は無効とする。	左記の事項を証明できる業務履歴書又は契約書等の写しを添付すること。	別紙〇のとおり	

- ・ 証明内容の欄には添付する資料の内容を記載すること
- ・ 適合の欄は当所側で記入するため、空欄とすること

入札書

件名 令和7年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の
安定的動作環境及び運用支援体制構築業務

金 _____ 円也

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名



契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾の上、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2) 及び
 (3) の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

- (3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代 理 人 〇〇 〇〇 印

「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 〇〇 〇〇 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

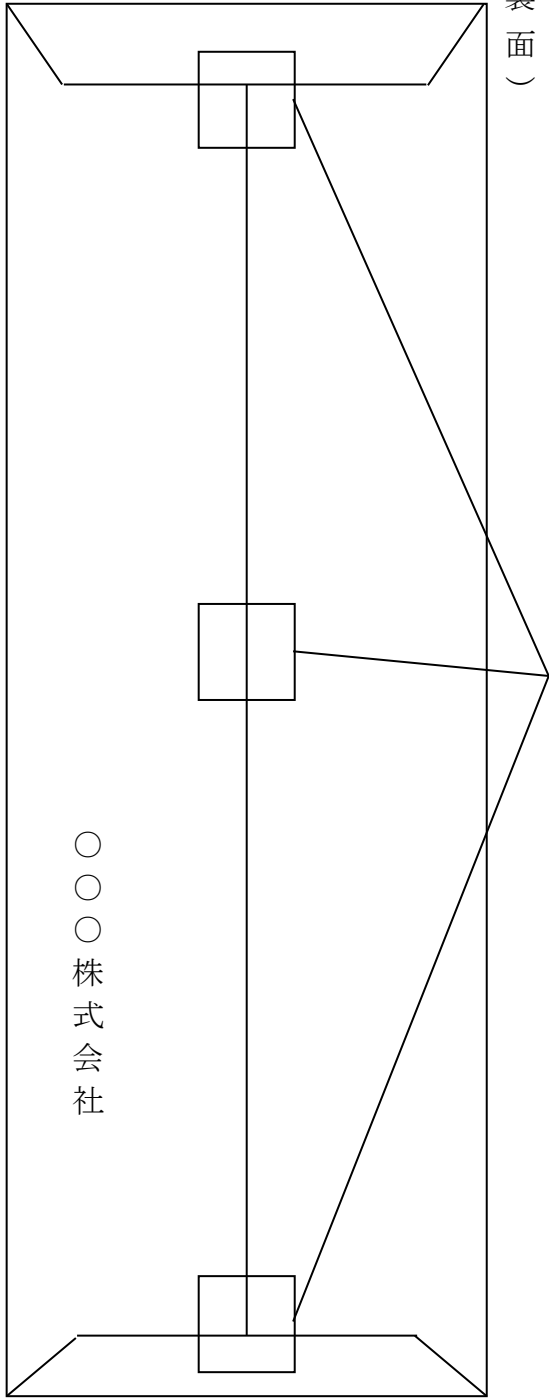
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



〇〇〇株式会社

入 札 辞 退 届

件 名： 令和7年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委 任 状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和7年3月31日開札 件名「令和7年度「健康食品」の安全性・有効性
情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務」の競
争入札に関する開札日における一切の権限を委任いたします。

代 理 人

氏 名 ⑩

令和 年 月 日

委 任 者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 ⑩

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 と
の下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関することを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。
【工事契約以外の場合は除く】
（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：令和 7 年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒566-0002

大阪府摂津市千里丘新町3-17 健都イノベーションパークNKビル

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課管理係

提出先メールアドレス eiken-kaikei@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書	：令和7年3月21日（金）17時00分まで
競争参加資格確認関係書類	：令和7年3月27日（木）17時00分まで
入札書	：令和7年3月28日（金）17時00分まで
開札日の日時	：令和7年3月31日（月）11時30分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	令和 7 年度「健康食品」の安全性・有効性情報サイトのクラウド環境の安定的動作環境及び運用支援体制構築業務
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に ☒ をお願いします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に ☒ をお願いします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他:自由記載
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。